

報道関係者 各位

令和5年10月30日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課
課長 唘崎 雅夫
過重労働特別監督監理官 本間 公紀
(電話) 045-211-7351

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、過労死等防止対策の重要性について国民の関心と理解を深めていただくことを目的として、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月2日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

神奈川県労働局では、キャンペーンに先立ち、労働局長から使用者団体等に対し、労使の主体的な取組を促すための要請を行っております。また、労働局長と運輸支局長が合同で「ベストプラクティス企業」を訪問し、長時間労働削減などに向けた取組を視察することとしています。

【取組の内容】

1 周知・啓発

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

開催日時：11月2日（木） 13:30～17:00（受付13:00～）

会場：横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home/houdou/newpage_00001.html

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川県労働局監督課（045-211-7351、担当：本間、唘崎）までご連絡ください。

(2) ポスターの掲示などによる周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン

(1) 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、神奈川県労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力要請を行っております。

(2) 労働局長と運輸支局長が合同でベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

神奈川県労働局長と神奈川県運輸支局長が合同で長時間労働削減など「働き方改革」に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を地域に紹介します。合同での訪問は初めてとなります。

内容：トラック運転手の2024年問題に向けて、自動車運送事業と荷主が協力して取り組んでいる事項や課題などについて、自動車運送事業会社と荷主会社との意見交換 / 社内視察

訪問先：（荷主会社）日産自動車（株） 相模原部品センター
相模原市南区麻溝台1丁目4番1号

訪問日時：11月21日（火）14：00から（予定）

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川労働局監督課（045-211-7351、担当：本間、山田）までご連絡ください。

(3) 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

(4) 過重労働相談受付集中期間を設定します

「過重労働相談受付集中期間」として、11月1日（水）、2日（木）、6日（月）及び7日（火）に神奈川労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、労働条件相談ほっとラインでも、平日 17:00~22:00、土日祝日 9:00~21:00 に相談をお受けします。

(5) 特別労働相談を実施します

11月3日（金・祝）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

① 過重労働解消相談ダイヤル

[電話番号] 0120(794)713(フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

9:00~17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

② 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

[電話番号] 0120(811)610(フリーダイヤル はい！労働)

9:00~21:00

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月~12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ] <https://kaiju-kaisyuu-zenkiren.com/>

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

◎ 大企業・親事業者による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を促します

長時間労働の要因として、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、神奈川労働局では、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間として、過重労働解消キャンペーンの取組に併せて、「しわ寄せ」防止に係る取組を行います。

・ 使用者団体等への要請

神奈川労働局長による使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、「しわ寄せ」防止に係る要請を併せて行います。

・ 大企業・親事業者が遵守すべき関係法令の周知徹底

相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。